

島本町教育委員会 会議録（令和4年第5回 定例会）

日 時	令和4年4月27日（水） 午前9時30分 ～ 午前10時30分
場 所	島本町役場 3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、森田美佐教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事 （教育推進課）佐々木淳平課長 （子育て支援課）南田篤志次長兼子育て支援課長 （生涯学習課）
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第 6 号報告 島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱の臨時代理について 第 1 6 号議案 島本町社会教育委員の委嘱について 第 7 号報告 教育委員会事務局職員の懲戒処分の臨時代理について
議 決 事 項	第 1 6 号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者 2 名

教育長

本日、高岡教育委員及び西尾教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は3名です。定数を満たしておりますので、令和4年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、丸野教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、丸野教育委員に決定いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、第6号報告「島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第6号報告「島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱の臨時代理について」、御説明申し上げます。

資料3ページ、4ページを御覧ください。

本報告は、島本町いじめ等防止基本方針にのっとり、令和4年度島本町いじめ等対策委員会に必要な委員の委嘱について御報告するものでございます。本来であれば教育委員会議において、教育委員の皆様へ委員の委嘱について御審議いただき、御可決賜りました上で委嘱すべきところでしたが、委員の委嘱の任期が令和4年4月1日から令和5年3月31日までであり、時間的な猶予がなかったため、教育長が委員の委嘱の臨時代理を行いました。

本委員会は、町立小・中学校におけるいじめ等の実態把握や有効な対策等を検討することのほか、重篤ないじめ事案が発生した際、客観的な事実関係の調査が必要とされる場合に調査主体となる組織となります。

委員の選任に当たっては、専門的な知識、経験を有する方で、委員の公平性及び中立性を担保するという観点に立ち、弁護士、医師、退職校長、臨床心理士、社会福祉士に委嘱をお願いしております。

令和4年度におきましては、新たに室谷総合法律事務所代表弁護士の室谷光一郎氏を委員として委嘱いたしました。

その他4人の委員につきましては、令和3年度をお願いをした方々

にお願いし、委嘱しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

去年のいじめ対策委員会の集まった回数といたしますか、定例会以外に集まられた回数等はございますでしょうか。

教育推進課参事

定例のいじめ等対策委員会の会議としましては、年間2回実施させていただいております。令和3年度におきましては、1回目は8月20日に実施いたしました。そして、2回目につきましては、令和4年2月3日に実施いたしております。昨年度におきましては、この定例以外で集まって、というような開催はございませんでした。

教育委員

特別大きな問題等は上がっていない、という認識でよろしいでしょうか。

教育推進課参事

はい。

教育委員

弁護士、医師、退職校長、臨床心理士、ソーシャルワーカーということで、それぞれのお立場から御選出があったとお聞きしたんですけれども、選ばれるときの基準とか、そういったものがあるようでしたらお聞きしたいです。

教育推進課参事

今回の委嘱に当たりましては、やはり、専門性を有する方ということで委員会内で把握いたしまして、この方に、というのをお願いさせていただいております。今回は、弁護士の方を新たにお願いをさせていただいているんですが、それ以外の方は、島本町のこともよく知っていただいている方ですので、継続的にお願いさせていただいている、という状況でございます。

教育長

法律の面から、また、審議できない件の面から、現場をよく知る学校長のお立場、自分の経験も交えながらのお話が入り入れられたらなと思います。ほかにご覧いただけますか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第16号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長

それでは、第16号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」、御

説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

社会教育委員は、教育委員会に対し社会教育に関する助言を行っていただいております。資料の7ページをお開きください。令和4年第4回臨時会において、2番の松原氏から8番までの渡辺氏の7名につきましては、既に御承認いただいております。今回、新たに1名の委嘱をお願いするものでございます。

今回、新たに委嘱をお願いする者は、川口直樹氏でございます。川口氏は、町立小中学校校長会から推薦を頂いた方で、現在第四小学校で校長を務めております。任期は、令和4年5月1日から令和6年3月31日までを予定しております。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

今回、新規の方が川口先生のみ、ということでお聞きしたんですけれども、継続の方で、例えば、8番目の方が「公募」とございますけれども、公募の際の何か手続であったりだとか、あるいは、この方に依頼するという基準であったりだとか、そういったところはどのようになっているのでしょうか。

次長兼生涯学習課長

公募につきましては、社会教育に関心がある方で、こういった活動をされておられるのか等を、作文にして町へ提出していただきます。何人か応募があった場合は、公募委員の選定委員会というものが町にございますので、その中で、町の社会教育委員として一番ふさわしい方を選出します。今回、良かったのが渡辺様ということで、選出をさせていただいた、という流れになっております。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

お諮りします。第7号報告につきましては、処分案件であることから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第7号方向につきましては、秘密会とすることに決しました。

それでは、第7号報告「教育委員会事務局職員の懲戒処分の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育子ども部長

[教育委員会事務局職員の懲戒処分の臨時代理について説明]

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(質疑応答内容非公開)

教育長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、これもちまして、令和4年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。